

勝田一中生としての身だしなみの心得

勝田第一中学校生徒会

勝田一中生徒会の宣言

本心得は、勝田一中校則第6条「身なり服装については常に自分で点検し、清潔感と良識を他の人に伝えるものとする。」を、より具体的に身だしなみについて定めたものです。

勝田一中校則より

第6条「服装について」

男女とも一中指定の制服とする。学校生活は私たち一人一人の能力を高める場であるので、自分の身なり服装については常に自分で点検し、清潔感と良識を他の人に伝えるものとする。

この心得を胸に、生徒全員が学校生活を送ることが、勝田一中生としての誇りであると考えます。

本心得を定めるに当たって大切に考えた考え（精神）

本心得を定めるに当たり、我々生徒会本部は、勝田一中生徒全員の声、先生方の声、保護者の方の声、地域の方の声を聞きました。これは、校則前文にある、校則に込められた精神「私たち一中生が、集団生活を円滑に進めていくために、全員が納得できる「きまり」の必要性を感じ、～中略～勝田第一中学校校則を制定する。」にあるように、勝田一中に関わる全ての人が納得のできるものでなければ、集団生活は円滑に進んでいかないと考えたからです。

人間一人ひとりの個性を尊重し、様々な価値観を共有する「多様性社会」、「多様性の時代」と言われている昨今、身だしなみの心得を定める必要性については、勝田一中生徒の声が大きく関係しました。多くの生徒から、「自由としつつも何でも自由にするのは自分たちの成長のためにならない」、「同じ勝田一中生として誇れるよう最低限度の決まりは必要」との声が挙がりました。我々生徒会もこの考え（精神）は大切なことと考えています。そこで、自分たちの成長へとつなげるために、一定の決まりを定めました。

(1) 髪型について

- 髪型や整髪剤の使用は、基本的に自由とします。ただし、次のようなことは慎むものとして考えています。
 - ① 剃り込みなどラインを入れること。
 - ② 脱色や染色、パーマをかけること。
※白髪を黒く染める場合は上記の通りではない。
 - ③ 片側だけ髪を刈り上げていること。
 - ④ 整髪剤で髪を立たせること。
 - ⑤ 校内で整髪剤やスプレーを持ち込み、使用すること。
- 授業中の怪我や事故を防ぐことを理由に先生方から指示を受けた場合は、従いましょう。

(2) 服装について

現行の「一中生が気持ちよく生活するために」を順次見直していきます。

【令和6年12月24日 第78期生徒会より施行】